

議員視察報告書

赤穂市議会

議長 山田 昌弘 様

議員氏名 荒木 友貴

下記のとおり、講演会に参加しましたので、報告します。

記

1. 実施日 2022年 5月25日(水) (1日間) Zoom ライブ配信
2. 開催場所及び主な調査項目(詳細については別紙のとおり)
  - ・参議院議員会館会議室 B105 会議室(東京都千代田区永田町1丁目7番1号)  
オンライン受講
  - ・第39回 「地方×国政策研究会」

## 別 紙

講演会名 「第 39 回 地方×国政策研究会」

●テーマ 1：子宮頸がんワクチンの積極勧奨再開

10:10～11:10 「子宮頸がんワクチンの接種再開について」 説明

健康局健康課予防接種室 室長補佐 山崎 翔 氏

健康局健康課予防接種室 室長補佐 浦部 夢子 氏

11:10～12:00 「HPV ワクチンの積極勧奨再開の問題点」 講演

HPV ワクチン東京訴訟支援ネットワーク代表世話人 隈本 邦彦 氏

●テーマ 2：個人情報保護法の改正と地方自治体への影響

13:00～14:00 「令和 3 年個人情報保護法の改正について」 説明

個人情報保護委員会事務局 参事官補佐 當舎 修 氏

個人情報保護委員会事務局 事務官 和久里 智也 氏

14:00～15:00 「個人情報保護法の改正と地方自治体への影響」 講演

情報公開クリアリングハウス 三木 由希子 氏

●テーマ 3：「エネルギー自給社会への展望」 講演

15:00～16:20 「エネルギー自給社会への展望～地域から自然エネルギー100%への取り組み～」

原子力市民委員会 松原 弘直 氏

【目 的】国の方針変更、制度改正に関する担当所管からの制度説明と各団体による運用面での問題提起の両側面を学ぶことで、今後、地方自治体で取るべき制度への対応・方針を研究したいと考え受講した。

### 【講演会内容】

(1) テーマ 1：子宮頸がんワクチンの積極勧奨再開

▶厚生労働省

HPV ワクチンの接種について、厚生労働省が令和 4 年度から積極的な勧奨を再開した。また、平成 25 年度以降の勧奨を控えていた時期に接種機会を逃した方に対し、キャッチアップ接種を行い公平な接種機会を確保する観点から、時限的に従来の対象年齢(12 歳から 16 歳になる年度中の女子)を超えて接種を行うこととしている。キャッチアップ接種の対象者には、ワクチンの有効性・安全性などについての情報提供を行い確実な周知に努めるとされている。厚生労働省側では、副反応報告の状況を把握し安全性の評価を丁寧に行うとしており、再開後 4 月から 10 月については、通常 3 か月に 1 回行っている評価を、概ね 1 か月に 1 回とし、頻度を上げて評価を行うことや、協力医療機関の診療実態調査でフォローするなどの方策を挙げている。併せて、特に 20～25 歳の受診率が低迷しているため、子宮頸がん検診の受診率向上に努めている。

▶隈本氏

子宮頸がんの予防にはワクチン接種の他に、検診という代替手段があることから、接種する場合もメリット・デメリットのバランスをよく考える必要がある。HPV ワクチンの仕組みは、生涯極めて高い抗体価を維持する目的で新開発のアジュバントを入れる方法を採用した全く新しいタイプのワクチンである。高い抗体価を維持するため、他のワクチン以上に副反応の報告があり、現在作成されている厚生労働省のリーフレットでは、子宮頸がんに至る割合(HPV に感染しても子宮頸がんに至る割合はその内 0.15%)と副反応リスクのバランスを正しく伝えていない。子宮頸がんは若い人が亡くなるがんという印象があるが、実際に感染してから子宮頸がんになるまでには長期間かかるため、死亡者の 8 割が 50 歳以上というデータがある。

子宮頸がんは、検診をすることにより前がん段階で発見することができる珍しいがんのため、定期検診こそ重要である。また、現在再開されている HPV16 型・18 型に有効なワクチンを接種しても、HPV に繋がる他の HPV 型も存在するため定期検診を受ける必要があることは変わらないことや、多様な副反応(現時点で有効な治療法はない)も指摘されている。

(2) テーマ 2：個人情報保護法の改正と地方自治体への影響

▶個人情報保護委員会

令和 3 年改正法により、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の 3 本の法律を 1 本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において、全国的な共通ルールを決め、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化している(官民一元化)。この他、医療・学術分野において、国公立の病院・大学でも民間と同等の規律を適用することや、個人情報の定義等を国・地方・民間で統一し、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化することなどの変更点がある。背景にはデジタル化・国際化が進む中、民間事業者の事業活動や国際的な制度動向などを踏まえ、分野横断的な規律の解釈・執行を可能にする必要性や、地方公共団体の機関でも国の行政機関と同じ保護水準を確保する目的がある。

スケジュールでは令和 5 年に全面施行となるため、今年度中に関係条例の議会への上程・関係規則の改正等が必要であること、また今回の改正法は議会については適用が除外されているため、自律的な条例対応が想定されることなど対応を検討する事項が多数ある。

▶三木氏

今回の個人情報保護法の改正については、自治体が法施行を準備する際に注意してほしい点として、改正法が、個人情報の範囲を「生存する個人に関する情報」に限定していることが挙げられる。現在の自治体条例では生存するか否かを問わない規定になっていることが多く、死者の個人情報について注意が必要となる。具体的には死者の「個人情報」への遺族からのアクセスをどう保障するかが課題となる。対応する方

法として、別に条例を制定し個人情報とは別定義で開示請求等を認める仕組みを作るか、任意の申し出により対応できる内部ルールを作るなど検討が必要である。

個人情報取扱事務登録と個人情報ファイルの単位が異なり、両方作る必要が出てくるが、併存すると相互の管理に行政コストが増加する。そのため、個人情報ファイル簿に集約される可能性が高い。個人情報ファイル簿は、個人情報取扱事務登録が事務単位での取扱いであることと比べ情報公開度が下がることや、1,000人以上の個人情報を含むファイルについてのみ作成義務がある点異なる(1,000人以下でも作成することが望ましい)。また、個人情報保護ファイルの新規作成には、「行政機関」に義務付けがあるものの自治体は含まれていないため、条例で定めなければ事前届出の規定がない仕組みになってしまう課題もある。口頭での開示請求についても、改正法では許容されないため、対処法として「本人同意または本人への提供」について、別途条例への明示か運用レベルでの徹底が必要となる。

この他、不開示規定について情報公開条例との関係を整理する必要や、何について諮問と答申の対応が可能か、審議会の役割についても調査が必要である。

### (3) エネルギー自給社会への展望

#### ▶松原氏

2020年に、日本政府は2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現をすると宣言しており、ゼロカーボンシティ表明を行っている自治体は、696自治体ある(R4.4.28時点)。CO2排出削減策とSDGsの間には親和性があり、トレードオフも存在するが、適切な政策により対処が可能なが示されている。

日本のエネルギー自給率は、原子力を含まない本来の国産エネルギーに限った場合、約10%となる。一方で再生エネルギー電力供給の割合が、域内の民生農水用電力需要の30%を超えている都道府県は21県を数える(兵庫県は20%未満)。今後は再生可能エネルギーを主力電源として最優先することを政策目標に掲げ具体化することや、地域間連携の運用枠拡大と増強、オンライン制御を義務化し、出力抑制に対して経済的に保障することなど見直し提言が必要である。

#### 【所感】

国の方針転換、法改正に伴い、自治体で市民向けに周知対応すべき事項の整理(メリット・デメリット両面の丁寧な説明を行い、市民が情報にアクセスし判断できる環境を保障)や、現在条例・規則で対応できていることが変わり、行政コスト・運用面で判断すべきポイントがどこかが整理できた。特に個人情報保護法の改正については、国の機関と、自治体レベルで管理している情報に差があるため、例えば故人の情報の問題や、個人情報管理の方法(ファイル簿単位とするのか、規定はどうするか)など細部まで検討する事項が多いことが理解できた。議会が今回の改正で適用対象外であるため、独自に条例で対応する必要があることを、議会側にも提起していきたい。2050年までの脱炭素社会実現に向けた再生エネルギー、ZEBの推進については、赤穂市でも具体的な方法と効果の検証を、施設の長寿命化と並行して行う必要がある。